

わかことワカルの少年法 第14回

今月のテーマ:少年の処遇ⁱ

前は、少年の処遇について大きく見てきました。今回は少年の処遇の一つである保護処分ⁱⁱのなかの、保護観察を取り上げます。この保護観察に欠かせないのは保護司さん。今月は保護司さんとわかこちゃん、ワカルくんの対談もありますよ。では、保護観察を見ていきましょう。

わかこ： すっごい経験しちゃったよね、私たち。

ワカル： うん！ 本物の保護司さんとお話できたんだもんね。

わかこ： 私もいつか保護司になりたいな～。

ワカル： 僕も！ でもそのまえにインタビュアーになろっと。僕のインタビューよかったでしょ！？

わかこ・ワカル： 私たちの保護司さんへのインタビューは8ページから。ぜひそちらもご覧下さい。

<保護観察ってなに？>

先月の説明を思い出して下さい。保護観察とは、少年を施設に収容することなく家庭に置いたまま、保護観察官や保護司の指導監督を受けて少年の改善更生を図る保護処分をいいます。少年院送致、児童自立支援施設送致などと同じ保護処分の1つですが、施設に収容しないで少年の保護を行う処遇ですので社会内処遇と言われて

います。

少年法の条文は、前回見たとおり24条に「保護処分の決定」として定められているのみ。保護観察については、犯罪者予防更生法という法律に書かれています。ではこの法律の33条第1項を見てみましょう。

犯罪者予防更生法 33条 (保護観察の対象及び期間)

左に掲げる者は、この法律の定めるところにより、保護観察に付する。

- 一 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者
- 二 少年院からの仮退院を許されている者
- 三 仮出獄を許されている者

略

第一項第一号に掲げる者の保護観察の期間は、本人が二十歳に達するまでとする。但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、二年とする。

前項の保護観察は、その期間中であつても、必要がないと認められるときは、停止し、又は解除することができる。

保護観察の種類

保護観察には1号から5号まで5種類あり、それぞれ期間や処遇が異なります。上の犯罪者予防更生法(以下、犯予法)33条に対応し、1号観察が保護観察処分の少年に対して、2号観察が少年院仮退院者に対して、3号観察が仮出獄者に対して行われます。ほか、刑の執行猶予を言い渡された者に対する4号観察、そして、売春防止法違反によって補導処分に付され、婦人補導院に収容された者のうち仮退院者に対して行われる5号観察です。

少年が少年院を仮退院をした場合には2号観察が、少年に刑事処分が科せられた場合には、3号観察以下も問

題になってきますが、それは少年院・刑事処分のところで問題にすることにし、今回は、保護観察処分になった少年を取り上げていますので、これからはこのうちの1号観察ⁱⁱを中心に見ていきましょう。

保護観察の期間

保護観察(以下、1号観察を指す)の期間は、上の犯予法33条3項に書かれていますね。原則として本人が20歳に達するまでとなっています。

でも、同項の但書と4項に例外が書かれています。少年が20歳になるまでの期間が2年以上あるときは、期

間は2年間です。例えば、16歳で保護観察に付された少年の保護観察期間は2年間で、18歳の2年目を迎えた時までということです。

そして、保護観察期間中でも少年が立ち直り、保護観察を停止することが相当になった場合には、保護観察所長は保護観察を停止することができ、さらに援助をしなくても大丈夫だと思われたときは、保護観察処分そのものを解除することができるということになっており、多くの少年が概ね1年くらいで、良好解除となっています。これについては、後の「保護観察の終了」で再び見てみましょう。

保護観察に関わる人 ～保護観察官、保護司～

では、つぎに、保護観察に関わる人を見てみましょう。保護観察官と保護司です。

保護観察官は、常勤の国家公務員で、各都道府県（北海道は4箇所）50箇所にある保護観察所や、高等裁判所所在地8箇所にある地方更生保護委員会事務局などに配置されています。通常、国家公務員試験に合格した者から採用されますが、心理学、教育学、社会学などの専門的知識に基づいて、更生保護及び犯罪の予防に関する事務を行わなければならないので、採用後専門的な研修を受け専門官としての力量を身につけます。そして保護司と協働体制をとって、保護観察処遇に当たっています。

保護司は非常勤の国家公務員です。給与は支給されず、職務で使った費用を全部又は一部を支給されるだけで、そのために民間ボランティアとよく言われていますね。

保護司については、保護司法という全18条の法律があり、そこにいろいろと規定されています。皆さんは、この法律をご存知だったでしょうか？ この法律では保護司の定数も52,500人を超えてはならないと定められていますし（2条2項）禁固以上の刑に処せられた者は保護司になれないなどの欠格事由も定められています（4条）。任期は7条に規定があり、2年間。再任OKですが、最近76才未満までとなりました。ⁱⁱⁱ

最後に保護司になるための条件を見てみましょう。保護司法3条です。皆さんは保護司になれるでしょうか。

保護司法3条

保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。

- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- 三 生活が安定していること。
- 四 健康で活動力を有すること。

以下 略

保護観察官と保護司が一緒になって保護観察に従事します。しかし、保護観察官の数は997人と少なく、2004年中に新たに保護観察となった者は1～5号観察全部で68,197人ですから、とても全員を直接担当することは不可能で、通常は現在48,917人（2005年1月1日現在）いる保護司が直接の担当者となり、保護観察官が主任官となっていることが多いようです。

保護司のように、社会内処遇である保護観察には、民間の協力が欠かせません。ほかにも、親族と同居ができないなど住まいのない少年を収容する更生保護施設、少年の母親代わりや兄姉としてつきあう活動を展開する更生保護婦人会、BBS（Big Brothers and Sisters）会などが保護観察を支える活動をしています。

保護観察の進め方

では、次は保護観察の内容と方法を簡単に見てみましょう。保護観察はどのように進んでいくのでしょうか。

まず、家庭裁判所で保護観察が言い渡された少年及び保護者が保護観察所に出頭します。そこで保護観察所長が、主任官（保護観察官）と担当者（保護司）を指名し、担当になった保護司が少年たちと面接し、この後の保護観察が進んでいきます。

保護観察所では、保護観察の間少年が守るべき事項（遵守事項といえます）をきめます。出頭した本人に、あらかじめ犯予法34条2項の事項（一般遵守事項）を記載した手帳を渡し、それ以外に裁判所の意向を踏まえて、本人の意向を確めて、特別に守るべき事項（特別遵守事項）をきめ、手帳に自分で書き込ませ、署名押印をさせ、これらを守ることを誓約させます。その中には毎月保護司を尋ねて面接を受けることも含まれています（犯予法38条1項、2項）。

犯罪者予防更生法第34条

保護観察は、保護観察に付されている者を、第二項に規定する事項を遵守するように指導監督し、及びその者に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによつて、その改善及び更生を図ることを目的とする。

保護観察に付されている者は、第31条第3項又は第38条第1項の規定により定められた特別の遵守事項のほか、左に掲げる事項を遵守しなければならない

- 一 一定の住居に居住し、正業に従事すること。
- 二 善行を保持すること。
- 三 犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。

四 住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること。

犯罪者予防更生法第38条

少年法第24条第1項第1号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる保護観察所の長は、その処分をした裁判所の意見を聞き、法務省令の定める範囲内で、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

保護観察所の長は、前項の特別の事項を定めるときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

略

保護観察の目的は、保護観察に付されている者の改善更生を図ることにあります。そのために、1ヶ月に2回くらい本人と面接し、生活の状況と遵守事項を守っているかどうかについて報告を受け、必要と思われる指示をするなど、遵守事項を守らせる指導監督と、生活がうまく行っていない場合には、さまざまな援助を行なう補導援護が規定されています。(犯予法34条)

この2つの区別は難しいのですが、あえて言えば、指導監督は、対象者に対して従わせるという保護観察の強制的な側面を指し、補導援護は、対象者を援助するという保護観察の福祉的な側面を指しているといわれています。^{iv}

指導監督

犯罪者予防更生法35条(指導監督の方法)

保護観察において行う指導監督は、左に掲げる方法による。

- 一 保護観察に付されている者と適当に接触を保持し、つねにその行状を見守ること。
- 二 保護観察に付されている者に対し、前条第二項に規定する事項を遵守させるため、必要且つ適切と認められる指示を与えること。
- 三 その他本人が社会の順良な一員となるように必要な措置を採ること。

保護司は少年からの訪問を受けたり、自分から出向き、少年と面接をしながら、少年の生活状況、態度などを見守っていきます。その基準となるのが、先ほども出てきた遵守事項です。

犯予法34条2項に定める、一定の住居に居住し、正業に従事すること。善行を保持すること。犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること、と法定されている遵守事項を、一般遵守事項といえます。これに対して犯予法38条1項の遵守事項を特別遵守事項と言っています。遵守事項を守らないと、保護観察所に呼び出し、従わないと裁判所の引致状により、強制的に連れてくることができることになっています(犯予法41条)。そして生活が乱れ、新たなく犯に該当する事由が生じた場合には、保護観察所長から家庭裁判所に通告され、新たに保護処分が言い渡されることもあります(犯予法42条)。

この34条2項の遵守事項ですが、どんな少年であっても、いや大人でも結構たいへんそうなの守りごとだと思うのは私だけでしょうか。

補導援護

保護観察の福祉的な側面をもっているこの補導援護については、保護観察に付されている少年に、本来自助の責任があることを認めて補導援護することとしています。

保護司は少年に対して、人間には誰にでも、自ら成長し発展し、適応に向かう欲求と能力があることを認めて、一方的に援助するのではなく、少年本人が自ら改善更生に努めるように援助することになります。^{vi}

犯予法36条には以下の8つの方法が書かれています。

教養訓練の手段を助けること、医療及び保養を得ることを助けること、宿所を得ることを助けること、職業を補導し、就職を助けること、環境を改善し、調整すること、更生を遂げるため適切と思われる所への帰住を助けること、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと、その他本人の更生を完成させるために必要な措置を採ること。

保護観察の終了

さて、今まで見てきた保護観察も終了の時期がきます。先ほど見てきました期間が終了しての期間満了がそうです。でも、期間満了の前にも、少年が遵守事項を守り、指導監督・補導援護の必要がなくなった場合は、良好措置として、解除や良好停止とされること、大体1年くらいで良好解除となることはすでに述べました。保護観察を受けた少年が満期を待たないで良好解除となる割合は増加傾向にあり、2004年には3/4が良好解除で終わっています。

しかし反対に不良措置として、保護観察期間中に少年に虞犯事由があり、将来罪を犯すおそれがある場合には、前述のとおり保護観察所長が家裁に通行をし(犯予法42

条) 家裁は改めて調査をし、審判を開くことになります。

今回の改正案では・・・

以上、保護観察を見てきました。保護観察は少年が自ら設定した遵守事項を守ることを軸にして、施設への収容ではなく社会のなかで少年が保護司との面接を繰り返し、多少の失敗を繰り返しても、繰り返さないよう励まし、約束を守る習慣を身につけることを通して、大人・人間への信頼と、社会で生活する力を取り戻していくことが保護観察のもっとも大切な機能であり、今まで多くの方々に支えられて続けられてきたんですね。

しかし、この信頼と機能を根幹から崩すことにもなりかねない状況が起きています。昨年の通常国会にも提出され、今通常国会に再提出された少年法「改正」法案提出がそれです。これについて、簡単に触れて終わりにしましょう。

もう皆さんご存知の通り、今回の「改正」法案は、今まで見てきた遵守事項を守らない少年に警告制度が設けられ、それにも拘わらず守らない場合は、少年院送致などを可能にするというものです。保護司と少年、お互いの信頼関係のうえに成り立つものだった今までの保護観察に、制裁を背景にした遵守事項の強制が入り込みます。

予想される遵守事項違反の第一は、定期的に保護司と面接する約束を守らないこととされています。現在でもこの遵守事項違反には、引致により出頭を強制することができることになっていますが、失敗をバネにすることを期待して、自分の力で面接できるように強制はできるだけ避けていたのです。

新たな犯罪もなく、く犯にもあたらない(あたれば審判に付することができます)のに、約束違反があったというだけで、少年院送致も可能になる審判ができるというのは、失敗を繰り返しながら立ち直っていく少年の力を無視し、再起を許さないものです。

さらに少年院送致は、子どもの権利条約37条b)で、「最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いる

こと。」とされ、さらに40条4項で、さまざまな代替措置を工夫し、それによることを求めていることに違反します。

このように見ると、今回の改正法案は子どもをおとなに服従させるものでしかないのではないのでしょうか。そのような関係では、いっしょに社会で生きていくパートナーとしてのおとなと子どもの信頼関係は育たないと私は思っています。

2005年12月18日の子どもと法・21 学習会でお話された保護司さんの、「改正されたら、保護司は少年をチクルことになってしまう。私はそんな保護司にはなりたくない。改正されたら保護司を辞める覚悟です」という発言を今改めて考えます。改正は少年だけでなく、保護司に対しても、少年への不信を前提に対応を強いることになり、制度を根幹から揺るがすことになるのではないのでしょうか。

次回予告

さあ次回は、保護処分の中の施設内処遇である、児童自立支援施設等送致と少年院送致です。が、その前に来月は、ドイツの少年法について見てみましょう。今回の日本の「改正」法案とも関係があります。

それでは、次回のわかワカもお楽しみに。・・・とその前に!! 次ページからの、わかちゃん・ワカルくんの保護司さんとの対談記事もぜひご覧になってくださいね。

「わかことワカルの少年法」担当
(監修: 石井 小夜子、津田 玄児)

i この章全体を貫く参考文献として、守山・後藤『ピギナーズ少年法』(成文堂、2005)、加藤暢夫「保護観察」(斉藤・守屋『少年法の課題と展望 第1巻』p231 成文堂、2005)、関哲夫『少年法の解説』(一橋出版、2004)、菊田幸一『少年法概説・第4版』(有斐閣、2003)、菊田幸一『ホンブック少年法』(北樹出版、2003)、村山裕ほか編著『少年事件の法律相談』(学陽書房、2003)、田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001)、甲斐行夫『Q&A 改正少年法』(有斐閣、2001)、服部・佐々木『ハンドブック少年法』(明石書店、2000)、新保・伊藤『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001)、団藤・村井ほか『ちょっと待って少年法「改正」』(日本評論社、1999)がある。

なお特に、法務省保護局編『保護司のための保護観察・環境調整の進め方 改訂版』(日本矯正保護協会、2002)は大いに利用させていただいた。貸して下さった保護司の杉田玲さんには心より感謝いたします。

ii 1号観察は、非行の違いにより、一般事件と交通事件に分けられる。さらに家庭裁判所は、交通事故・交通違反で、それ以外には問題がない少年について、短期の殊遇が適当だという勧告をする場合がある。またそれ以外の場合でも非行性が進んでいない少年について、短期の処遇が適当だと勧告をする場合がある。前者を交通短期保護観察と呼び、3~4箇月くらい、後者を短期保護観察と呼び、6~7箇月たつと解除の対象となる。

iii 2005年1月1日現在で、保護司の23%が70歳以上で、全体の平均年齢は63歳である。少年とかなりの年令ギャップがあり、少年のほうがなじめなくて敬遠する事態も生じている。

iv 法務省保護局編『保護司のための保護観察・環境調整の進め方 改訂版』(日本矯正保護協会、2002)53ページ参照

v 法律で定められているので、法定遵守事項とも呼ばれる。

vi 前掲『保護司のための保護観察・環境調整の進め方 改訂版』55ページ